

# 所得税・贈与税 などの申告はお早めに

→課税課(内327)

税

## 申告書等作成・提出・問い合わせ

○立川税務署 〒190-8565立川市緑町4-2立川地方合同庁舎内 ☎(042)523-1181

### 申告書の相談・提出

日2月1日(水)～3月15日(水) ※土日祝日を除く / 19日・26日(日)は開場

受付時間8:30～16:00

相談時間9:00～17:00

申告書の提出時間8:30～17:00

注 入場には整理券が必要です。整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することで、日時指定の整理券を事前に入手できます。詳しくは立川税務署へお問い合わせください / 整理券の配布状況に応じて受付を早めに締め切る場合や、後日の来場をお願いする場合があります / 公共交通機関をご利用ください

### 郵便などでも提出できます

郵便または信書便で、所轄の税務署へ提出できます。消印の日付を提出日と見なすため、早めにご送付ください。

※收受日付印のある控えが必要な場合は、複写式で作成またはボールペンなどで記載した申告書の控え、返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封

すべて記入済みの確定申告書 日2月16日(木)～3月15日(水)9:00～16:00 ※土日祝日を除く / 19日(日)は開庁 場市役所書庫棟会議室

## 申告書の作成は国税庁HPで

国税庁HPで作成した申告書の提出方法は次のとおりです。

○マイナンバーカードを使って送信(\*1)

○IDとパスワードで送信(\*2・3)

○印刷して書面で提出(郵送)

(\*1)マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターをご用意ください

(\*2)ID・パスワード方式は、事前の登録が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、近くの税務署にお越しください

(\*3)税務署から「令和4年分確定申告のお知らせ」が送付される方は、お知らせにID・パスワード方式の届出の有無が記載されています

## マイナンバーが必要です

申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載と、マイナンバー・本人確認ができる書類の提示または写しの添付が必要です(e-Taxからの場合、マイナンバーの記載以外不要)。



# 申告・納税の期限と対象

納税方法 e-Tax・クレジットカード・コンビニエンスストア・現金 ※詳しくは、国税庁HPをご覧ください

## 所得税・復興特別所得税

■期限3月15日(水) ■振替日4月24日(月)

例(1)給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、年末調整で所得税と復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は、確定申告が必要です。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える
  - ②給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える
  - ③給与を2か所以上から受けている
- ※確定申告をする義務のない方でも、次の場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税と復興特別所得税が還付される場合があります
- マイホームを住宅ローンなどで取得した
  - 多額の医療費を支払った
  - 災害や盗難に遭った
  - 年の途中で退職し再就職していない
  - 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける

(2)公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引き、残額がある方は確定申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には不要です。この場合も、還付を受けるための申告書を提出することはできません(外国からの公的年金などを受給しているなどの場合は除く)

(3)退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものは確定申告が必要です。

(4)(1)～(3)以外の方

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引き、残額のある方は確定申告が必要です。

注 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例など、一定の特例の適用を受けようとする方は、(1)～(4)に当てはまらない場合も確定申告が必要です

## 贈与税

■期間2月1日(水)～3月15日(水)

例(1)個人から財産の贈与を受け、その合計額が110万円を超える方

(2)相続時精算課税・住宅取得等資金の贈与税の非課税を受ける方

注 振替納税は利用不可

## 個人事業者の消費税・地方消費税

■期限3月31日(金) ■振替日4月27日(木)

例(1)令和2年分の課税売上高(輸出などの免税取り引きを含め、返品・値引き・割り戻しの金額を差し引いた金額)が1,000万円を超える個人事業者の方

(2)消費税課税事業者選択届出書を提出している方

(3)(1)(2)に該当しない令和3年1月1日～令和3年6月30日の課税売上高が1,000万円を超える方(同期間の1,000万円の判定は給与等支払額の合計額でも可)

## 確定申告書の配布(市内)

配布場所	期間	時間	配布書類
課税課 (市役所第1庁舎)	1月25日(水)～2月15日(水) (土日祝日を除く)	8:30～17:00	確定申告書/3表/4表 /医療費控除の明細書/ 住宅借入金等特別控除関係/ 決算書/収支内訳書/ 不動産・株式の譲渡申告関係
市役所 書庫棟会議室	2月16日(木)～3月15日(水) (土日祝日を除く ※19日(日)は開庁)		

注 申告書の数に限りがあるため、なくなり次第終了。記載のない書類は立川税務署へ※国税庁HPからもダウンロード可 / 令和4年分の確定申告より、申告する所得が給与所得や公的年金等・その他の雑所得・総合課税の配当所得・一時所得のみの方が使用できる確定申告書A様式は廃止されます / 電子申告の推進により市内で配布する確定申告書の枚数が大幅に削減されるため、例年申告書を配布しているcocobunjiプラザほか市内出先機関での配布は行いません

## 税理士による無料申告相談会

日時・場所・予約の詳細は市HP ☎検索1029386をご覧ください。

# 市民税・都民税

## の申告を忘れずに

→課税課(内327)

昨年申告をした方などへ、2月6日(月)に申告書を郵送します。申告が必要で書類が届かない方は、課税課へお問い合わせください。

### ■申告書の相談・提出(直接)

日2月16日(木)～3月15日(水)9:00～16:00

※土日祝日を除く / 19日(日)は開庁

場市役所書庫棟会議室

注 新型コロナウイルス感染症対策のため郵送での提出にご協力ください

### ■郵送での提出

3月15日(水)(消印有効)までに申告書・申告に必要なもののうち(2)～(4)の写し、書類の返却を希望する場合は返信用封筒(宛名を明記し切手貼付)を同封し、〒185-8501課税課へ

### ■申告に必要なもの

(1)申告書

(2)令和4年中の所得(収入)に関する次の①②のいずれかの書類

- ①給与や公的年金等の収入がある方 = 源泉徴収票など所得の確認ができるもの
- ②給与や公的年金等以外の所得がある方 = 収支を確認できるもの

(3)令和4年中の所得控除・税額控除に関する次の①～⑥のうち必要な書類(年末調整ですでに控除を受けているものを除く)

- ①社会保険料控除のうち、国民年金・国民年金基金の控除を受ける方 = 控除証明書原本など
- ②健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除を受ける方 = 領収書原本や金額の分かる書類など
- ③生命保険料・地震保険料控除を受ける方 = 控除証明書原本
- ④障害者控除や勤労学生控除を受ける方 = 障害者手帳や学生証など
- ⑤従来の医療費控除を受ける方 = 領収書をまとめた医療費控除の明細書 / セルフメディケーション税制(医療費控除特例)を受ける方 = スイッチOTC医薬品の購入が分かる領収書をまとめたセルフメディケーション税制の明細書(領収書の原本では申告できません。必ず明細書をご準備ください)
- ⑥寄附金控除を受ける方 = 寄附先の団体が発行する領収書や受領証の原本など

(4)個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時(12時～13時を除く)の受付となります。